

## 指名停止等一覧表

(期間 平成25年1月1日～平成25年3月31日)

業者名	本社所在地	指名停止期間			該当事項	指名停止の理由(概要)
		自	至	期間		
株式会社 出田建設	北海道有珠郡壮瞥町 字久保内47番地	平成24年10月23日	平成25年1月22日	3カ月	「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2第16号(不正又は不誠実な行為)	後志森林管理署が平成24年9月12日に実施した「神恵内地区(森宅裏)治山工事」、及び「神恵内地区(月舟寺)治山工事」の入札(電子入札)において、2件ともに入札価格が調査基準価格を下回っていたため、落札を保留し実施した低入札価格調査の実施段階で、資材の一部について調達ができないことが判明したことにより、実質的に契約が履行できない状況から辞退するという不誠実な行為を行った。
株式会社 グリーンウッド	北海道札幌市豊平区 美園二条6丁目63番地	平成24年10月23日	平成25年1月22日	3カ月	「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」別表第12号(不正又は不誠実な行為)	北海道森林管理局が平成24年9月28日に実施した「第1号物件ハードディスク外OA機器類」の入札において、落札したにもかかわらず、入札金額に誤りがあったとして契約を辞退するという不誠実な行為を行った。
有限会社 伊達松盛園	北海道伊達市 上長和町198番地8	平成24年12月27日	平成25年2月26日	2カ月	「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)	経営事項審査において直接的雇用関係のない技術者を含めた虚偽申請を行い、不正に得た経営事項審査結果を北海道及び伊達市に提出し、北海道及び同市がこの結果を資格審査に用いた。また、公共工事2件において、直接的雇用関係がない技術者を建設業法に定める主任技術者として工事現場に配置した。このことが建設業法の規定に該当するとして、北海道知事から建設業法第28条第3項に基づく営業停止処分を受けた。
王木林材 株式会社	北海道沙流郡日高町 富川南4丁目5番5号	平成25年2月27日	平成25年4月9日	6週間	「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第1第4号(契約違反)	日高南部森林管理署と平成24年度日高南部署御園西・御園東地区外保全整備(保育間伐等)第4号請負契約(平成24年10月31日付け)において、伐採区域及び調査木を十分確認せず、隣接地を伐採区域と誤認し、伐採協議をしていない伐採区域外の立木を伐採するという法令違反及び契約違反となる行為を行った。
瀧澤ベニヤ 株式会社	北海道芦別市 野花南町1000番地	平成25年3月1日	平成25年3月28日	4週間	「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第1第4号(契約違反)	石狩森林管理署と当該事業者が代表となっている札幌森林整備共同事業体との24年度石狩署恵庭地区保全整備(保育間伐等)第3号請負契約(平成24年11月15日付け)において、伐採区域及び調査木を十分確認せず、隣接地を伐採区域と誤認し、伐採協議をしていない伐採区域外の立木を下請負者が伐採するという法令違反及び契約違反となる行為が生じた。
鬼頭木材工業 株式会社	北海道苫小牧市 晴海町37番地	平成25年3月1日	平成25年3月14日	2週間	「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第1第4号(契約違反)	石狩森林管理署と当該事業者が構成員となっている札幌森林整備共同事業体との24年度石狩署恵庭地区保全整備(保育間伐等)第3号請負契約(平成24年11月15日付け)において、伐採区域及び調査木を十分確認せず、隣接地を伐採区域と誤認し、伐採協議をしていない伐採区域外の立木を下請負者が伐採するという法令違反及び契約違反となる行為が生じた。
株式会社 北海道環境整備	北海道中川郡幕別町 札内79番地の16	平成25年3月1日	平成25年3月14日	2週間	「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第1第4号(契約違反)	石狩森林管理署と当該事業者が構成員となっている札幌森林整備共同事業体との24年度石狩署恵庭地区保全整備(保育間伐等)第3号請負契約(平成24年11月15日付け)において、伐採区域及び調査木を十分確認せず、隣接地を伐採区域と誤認し、伐採協議をしていない伐採区域外の立木を下請負者が伐採するという法令違反及び契約違反となる行為が生じた。

(注) 該当事項の欄には、「工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年6月11日付け 59林野経第156号林野庁長官通達)に定める別表第1及び第2に掲げる措置要件又は「物品の製造契約及び役務等契約指名停止等措置要領」(平成10年1月14日付け9林野政第890号林野庁長官通達)の別表に掲げる措置要件のうち該当するものを記入する。